

③給与支払報告書（個人別明細書）

6												※ 種別		※ 整理番号		※	
支払を受ける者												※ 区分		(受給者番号) 0123-ABC		(個人番号) 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2	
住所												①		(役職名) 課長		氏(フリガナ) トクチョウ タロウ	
山梨県南アルプス市小笠原376番地												名		特徴 太郎			
種別		支払金額		給与所得控除後の金額(調整控除後)		所得控除の額の合計額		源泉徴収税額									
給与・賞与		6 847 500		② 5 062 750		③ 4 669 846		8 200									
(源泉)控除対象配偶者の有無等		配偶者(特別)控除の額		控除対象扶養親族の数(配偶者を除く。)		16歳未満扶養親族の数		障害者の数(本人を除く。)		非居住者である親族の数							
有 従有		④ 380 000		特定 1 人 従人 1 人 従人 1 人 従人 4 人 従人 5 人		0		0		0							
社会保険料等の金額		生命保険料の控除額		地震保険料の控除額		住宅借入金等特別控除の額											
909 846		⑤ 120 000		50 000		⑥ 11 500											
(摘要) (1)南五郎 (2)南六郎 (3)南幸子(年少)												⑩					
前職(南正二 南アルプス市小笠原376) 支払額 1,500,000円 税額 45,000円 社保 300,000円																	
令和4年6月30日退職																	
生命保険料の金額の内訳		新生命保険料の金額		旧生命保険料の金額		介護医療保険料の金額		新個人年金保険料の金額		旧個人年金保険料の金額							
⑦		180,000		100,000		90,000		360,000		180,000							
住宅借入金等特別控除適用数		1		居住開始年月日(1回目)		30 8 20		住宅借入金等特別控除区分(1回目)		住(特)		住宅借入金等年末残高(1回目)		11,500,000			
住宅借入金等特別控除可能額		115,000		居住開始年月日(2回目)				住宅借入金等特別控除区分(2回目)				住宅借入金等年末残高(2回目)					
(フリガナ) ミナミ ハナコ		区分		配偶者の合計所得		100,000		国民年金保険料等の金額		176,460		旧長期障害保険料の金額		19,600			
氏名 南 花子		個人番号 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3						基礎控除の額		⑧		所得金額調整控除額		⑨			
(フリガナ) ミナミ イチロウ		区分		16歳未満の扶養親族		1		(フリガナ) ミナミ ハルコ		区分		5人目以降の控除対象扶養親族の個人番号					
氏名 南 一郎		個人番号 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4						氏名 南 春子		個人番号 9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 9 8		(1)013456		789012			
(フリガナ) ミナミ ジロウ		区分						氏名 南 ナツコ		個人番号 8 7 6 5 4 3 2 1 0 9 8 7		(2)789012		345678			
氏名 南 二郎		個人番号 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5						氏名 南 アキコ		個人番号 7 6 5 4 3 2 1 0 9 8 7 6		(3)543210		987654			
(フリガナ) ミナミ サブロウ		区分						氏名 南 秋子		個人番号 6 5 4 3 2 1 0 9 8 7 6 5							
氏名 南 三郎		個人番号 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6						氏名 南 冬子		個人番号 6 5 4 3 2 1 0 9 8 7 6 5							
(フリガナ) ミナミ シロウ		区分															
氏名 南 四郎		個人番号 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6 7															
本成年者		外国		死亡退職者		乙 本人が障害者		中途就・退職		受給者生年月日							
						特 別		就職 退職 年 月 日		元 号 年 月 日							
						他		○ 5 7 1		平成 1 1 1							
支 払 者		個人番号又は法人番号		1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3		(右詰で記載してください。)											
		住所(居所)又は所在地		山梨県南アルプス市小笠原376番地													
		氏名又は名称		特別徴収 株式会社													
(摘要)に前職分の加算額、支払者等を記入してください。												(電 話) 055-282-7379					

※詳しい記載方法は「令和5年分給与所得の源泉徴収等の法定調書の作成と提出の手引」をご確認ください。

① 住所	受給者の令和6年1月1日(中途退職者は退職時)現在の住民票に記載の住所又は居所を記載してください。なお、同居又はアパートなどに住んでいる方については、「〇〇方」、「××荘△号」等と付記してください。
② 給与所得控除後の金額(調整控除後)	給与所得控除後の給与等の金額を記載してください。なお、所得金額調整控除の適用がある場合には、所得金額調整控除の額を控除した後の金額を記載してください。
③ 所得控除の額の合計額	給与所得控除後の給与等の金額から控除した、社会保険料控除、小規模企業共済等掛金控除、生命保険料控除、地震保険料控除、障害者控除、寡婦控除、ひとり親控除、勤労学生控除、配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除、基礎控除の額の合計額を記載してください。(注)「配偶者控除」と「配偶者特別控除」は、重複して適用を受けることはできません。
④ 配偶者(特別)控除の額	「給与所得者の配偶者控除等申告書」に基づいて控除した配偶者控除の額又は配偶者特別控除の額を記載してください。(注)受給者本人の合計所得金額が1,000万円を超える場合は、配偶者控除及び配偶者特別控除の適用を受けることはできません。また、配偶者の合計所得金額が48万円以下の場合又は133万円を超える場合は、配偶者特別控除の適用を受けることはできません。
⑤ 生命保険料・地震保険料の控除額	「給与所得者の保険料控除申告書」に基づいて控除した金額をそれぞれ記載してください。
⑥ 住宅借入金等特別控除の額	年末調整の際に「給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書」に基づいて計算した住宅借入金等特別控除の額を記入してください。
⑦ 住宅借入金等特別控除の額の内訳	<ul style="list-style-type: none"> ● 住宅借入金等特別控除適用数 年末調整の際に(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用がある場合には、当該控除の適用数を記載してください。 ● 住宅借入金等特別控除可能額 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額が算出所得税額を超えるため、年末調整で控除しきれない控除がある場合、記載してください。 ● 居住開始年月日(1回目、2回目) 居住開始日は和暦で年、月、日を分けて記載してください。 ● 住宅借入金等特別控除区分(1回目、2回目) 適用を受けている(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の区分を次のように記載してください。 住 … 一般の住宅借入金等特別控除の場合(増改築等を含む。) 住(特) … 一般の住宅借入金等特別控除の場合(増改築等を含む。)で住宅が特例居住用家屋に該当する場合 認 … 認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の場合 増 … 認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の場合で住宅が特例認定住宅等に該当する場合 震 … 特定増改築等住宅借入金等特別控除の場合 震 … 東日本大震災によって自己の居住の用に供していた家屋が居住の用に供することができなくなった場合 震(特) … 震災再取得等の適用を選択した場合で住宅が特例居住用家屋に該当する場合 ※ 上記の区分のほか、この控除に係る住宅の新築、取得又は増改築等が ・ 「特定取得」(特別特定取得以外)に該当する場合には「(特)」、 ・ 「特別特定取得」に該当する場合(「特例取得」及び「特別特例取得」を含む。)には「(特特)」、 ・ 「特例特別特例取得」に該当する場合には「(特特特)」と併記してください。 ● 住宅借入金等年末残高(1回目、2回目) 年末調整の際に2以上の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用がある場合又は適用を受けている住宅の取得等が特定増改築等に該当する場合には、その取得等ごとに「住宅借入金等年末残高」を記載してください。
⑧ 基礎控除の額	「給与所得者の基礎控除申告書」から転記してください。ただし、基礎控除の額が48万円の場合には記載不要です。
⑨ 所得金額調整控除額	所得金額調整控除の適用がある場合には、所得金額調整控除の額を記載してください。
⑩ 摘要	<ol style="list-style-type: none"> 1 控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族が5人以上いる場合には、5人目以降の控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族の氏名を記載します。この場合、氏名の前には括弧書きの数字を付し、「(備考)」欄に記載するマイナンバーとの対応関係が分かるようにしてください。また、この欄に記載される控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族が次に該当する場合には、それぞれ次の内容を付記します。 (1) 16歳未満の扶養親族の場合には、氏名の後に「(年少)」と付記してください。 (2) 控除対象扶養親族が非居住者である場合及び16歳未満の扶養親族が国内に住所を有していない方である場合には、氏名の後に「(非居住者)」と記載してください。 2 同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く。)を有する方で、その同一生計配偶者が障害者、特別障害者又は同居特別障害者に該当する場合は、同一生計配偶者の氏名及び同一生計配偶者である旨を記載してください。(例「氏名(同配)」) 3 年の途中で就職した方について、その就職前に他の支払者が支払った給与等を通算して年末調整を行った場合には次のように記載します。 (1) 他の支払者の住所(居所)又は所在地、氏名又は名称 (2) 他の支払者のもとを退職した年月日 (3) 他の支払者が支払った給与等の金額、徴収した所得税及び復興特別所得税の合計額、給与等から控除した社会保険料の金額 4 租税条約に基づいて源泉所得税額及び復興特別所得税の免除を受ける方については、免税対象額及び該当条項「〇〇条約〇〇条該当」と赤書きしてください。 5 退職手当等の支払いを受ける一定の配偶者、扶養親族がいる場合は、氏名等を記載してください。

※詳しい記載方法は「令和5年分給与所得の源泉徴収等の法定調書の作成と提出の手引」をご確認ください。